

# 社会福祉法人神川町社会福祉協議会個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を言う。

### (本会等の責務)

第3条 本会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 本会の役職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2章 個人情報の収集及び閲覧

### (収集の原則及び制限)

第4条 本会は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

3 本会は、個人情報を収集するときには、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失その他の理由により本人から収集することができない

とき。

- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(閲覧)

第5条 本会は、別に定める様式により個人情報取扱事業に係る日録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。ただし、専ら本会の職員、又は職員であった者に係る事項については、この限りでない。

### 第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第6条 本会は、個人情報を取り扱う事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 本会は、個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 本会は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

(委託等に伴う措置)

第7条 本会は、個人情報を取り扱う事業の委託等を行うときは、個人情報の保護に関し次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の禁止
- (3) 委託された事業以外への使用の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 秘密保持の義務
- (6) 返還及び廃棄の義務
- (7) 事故発生時における報告の義務

(受託者等の責務)

第8条 本会から個人情報を取り扱う事業を受託した者は、前条に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第4章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第9条 本会は、個人情報を取り扱う事業の目的の範囲を超える保有個人情報の本会内における利用（以下「目的外利用」という。）及び本会以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 本会は、目的外利用等をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の部外提供に伴う制限)

第10条 本会は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取り扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 本会は、事業の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

## 第5章 自己の個人情報の開示及び訂正等の申出

(開示の請求ができる者)

第11条 何人も、本会に対し、本会の役職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、組織的に用いるものとして、本会が保有しているもの（新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売することを目的として発行するものを除く。以下同じ。）（以下「申出対象文書」という。）に記録されている自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 自己情報の開示請求は、本人に代わって代理人によって行なうことができる。

(開示請求方法)

第12条 前条の規定に基づき開示請求をする者は、本会に対して、自己情報開

示等請求書（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 開示請求をしようとする者は、本会に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報本人、又は代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 本会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求人」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示請求者が補正を行わない場合には、当該開示請求に応じないことができる。

（開示請求に対する決定）

第13条 本会は、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る個人情報の全部、若しくは一部を開示する旨の決定、又は開示しない旨の決定（第17条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示申出に係る個人情報が記録された申出対象文書を保有していないときの当該決定を含む。）をするものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 本会は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨通知するものとする。
- 3 本会は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するものとする。
- 4 本会は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部、又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。
- 5 本会は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報に本会以外のものとの間における協議、協力等により作成し、取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

（開示の方法）

第14条 個人情報の開示は、個人情報が記録された請求対象文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画、又は写真にあつては閲覧若しくは視聴、又は写しの交付により、フィルムにあつては視聴、又は写しの交付により、磁気テープ、磁気ディスク等にあつては視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行なう。

- 2 前項の視聴、又は閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、本会は、当該個人情報が記録された請求対象文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行なうことができる。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 本会は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適切な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) 神川町その他関係機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、当該機関が開示することに同意しないとき。
- (6) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(一部開示)

第16条 本会は、開示請求に係る保有個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報(以下「非公開情報」という。)とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報を除いて、開示するものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、本会は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正の申出ができるもの)

第18条 何人も、第13条第1項の規定による開示の回答を受けた自己に関する保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、本会に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除の請求ができるもの)

第19条 何人も、本会が第4条の規定に反して自己情報を収集し、又は第6条第3項の規定に反して自己情報を保有していると認めるときは、本会に対し、その削除の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(目的外利用及び外部提供の中止の請求ができるもの)

第20条 何人も、本会が第9条第1項、又は第10条各項の規定に反して目的外利用等をしたと認めるときは、本会に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

2 第11条第2項の規定は、中止の請求について準用する。

(訂正等の請求の方法)

第21条 第18条から前条の規定に基づき訂正、削除、中止（以下「訂正等」という。）の請求をしようとする者は、本会に対して、自己情報開示等請求書（別記様式）を提示しなければならない。

2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定)

第22条 第13条各項の規定は、訂正等の請求に対する決定（以下「訂正決定等」という。）に準用する。

(費用の負担)

第23条 この規程による自己情報の開示及び訂正等に係る費用は、無料とする。ただし、本会は自己情報の写しの交付に要する実費については、請求者に負担を求めることができる。

## 第6章 異議の申出、その他

(異議の申出)

第24条 開示請求者、又は訂正等の請求者は、第13条第1項による開示決定等、又は第22条による訂正決定等について不服があるときは、本会に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）ができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等、又は訂正決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行なわなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、本会は、当該異議申出のあった日から原則として14日以内に対象となった開示決定等、又は訂正決定等について再度の検討を行なった上で、当該異議申出についての回答を書面により行なうものとする。

4 本会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答を行なうことができないと認められる場合には、30日以内に決定するよう努めるものとする。

5 第3項及び前項に定める異議申出に対する対応は、別に定める苦情解決に関する処理規程により行なうものとする。

(他の制度との調整等)

第25条 他の法令等の規定により、本会に対して自己情報の開示等の請求その他これに類する請求が出来る場合は、その定めるところによる。

(委任)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第12条・21条関係）

## 自己情報開示等請求書

年 月 日

社会福祉法人 神川町社会福祉協議会  
会長

住所  
申出者 氏 名 ⑩  
電 話

社会福祉法人神川町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、次のとおり保有個人情報を請求します。

代理人による請求の場合の自己情報に係る本人の氏名等 (請求者が当該自己情報に係る本人である場合は記入しなくて結構です)	本人氏名	
	本人住所・電話	電話：
	代理人をたてる理由	(1)本人が未成年者であるため (2)本人が被後見人であるため (3)その他→具体的に
請求に係る自己情報の内容(できるだけ具体的に)		
請求の区分	(1)開示(閲覧・視聴・写しの交付) (2)訂正 (3)削除 (4)目的外利用・外部提供の中止	
請求の理由・内容 (とくに訂正の請求の場合は訂正内容もご記入ください)		